

お知らせ

記者発表資料

令和7年11月14日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、不正な行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社ジェイアール東日本企画 東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号

2. 指名停止措置期間

令和7年11月14日 ～ 令和8年8月13日 (9ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

株式会社ジェイアール東日本企画は、国土交通本省及び観光庁が令和5年度に当該業者に交付した補助金2件(※)に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。

(※)「住宅市街地総合整備事業補助金(空き家対策総合支援事業(モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業))」及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金(観光再始動事業)」

5. 指名停止措置理由

上記事実は、発注者との信頼関係を著しく損なう行為であり、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」にて準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第15号＞

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

＜問い合わせ先＞

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号)：平日・昼間

総務部 契約課長

櫻井 克彦 (内線2511)

◎総務部 契約課 課長補佐

廣田 貴久 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号)：平日・昼間

総務部 契約管理官

平本 健司 (内線130)

◎総務部 経理調達課 課長補佐

辻 孝一朗 (内線132)